

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

定期監査の結果について

平成31年1月25日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 諫山 明子

監査委員 渡邊 忠則

地方自治法第199条第4項の規定に基づく検査を執行した結果は次のとおりです。

- 1 監査の期間
平成30年10月1日から平成31年1月25日
- 2 監査の対象
平成29年10月1日から平成30年9月30日までに執行された平成29年度下半期及び平成30年度上半期分の財務に関する事務
- 3 監査の結果
別紙のとおり

平成 29 年度下半期及び
平成 30 年度上半期分

神奈川県後期高齢者医療広域連合
定期監査 結果報告書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

結 果 報 告 書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査の実施期間

平成30年10月1日から平成31年1月25日まで

3 監査の対象

平成29年10月1日から平成30年9月30日までに執行された平成29年度下半期及び平成30年度上半期分の財務に関する事務

4 監査の方法

事前に各所管に対し関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

5 重点項目

今回の定期監査にあたっては、次の点に重点を置き、予算に対する実績は妥当であるか、経理事務について管理点検体制が確立され有効に機能しているか等の着眼点を定めて実施した。

- (1) 平成30年度から平成31年度に係る保険料率の算定内容及び平成30年度上半期までの執行状況の確認に関する事項
- (2) 資格管理事業費（被保険者証の一斉更新に係る費用等）に係る事項
- (3) 債権管理に係る事項
- (4) 市町村への補助金支出に係る事項
- (5) 一般競争入札の執行状況
- (6) 標準システム更改に関連する契約に係る事項
- (7) 前回の定期監査において措置を求めた事項
- (8) 監査委員定例会において行った異例な支出等の通査及び平成29年度分の決算審査において監査委員が財務事務の見直し等を求めた場合における当該事項

6 監査の結果

今回の監査対象期間は、平成29年度10月から平成30年9月までである。

事業全般に係る財務事務を監査したが、法令等を遵守し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。引き続き、適正かつ効率的な事務執行に努められたい。

監査の観点である「法的合理性」、「経済性」、「効率性」、「有効性」のうち、特に「有効性」を確認するため、保健事業のヒアリング及び検証を行った。

その結果、事業目的についてはすべての事業が被保険者の健康の保持増進に寄与し、また、重症化予防をとおし、高齢者の医療費の増大を抑制し、健康保険制度の安定を図ることにつながるものと理解できた。

目標値については、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）平成30年度から平成35年度までにおいて、明確な数値を計上していることを確認した。

当広域連合の保健事業は、市町村実施の事業を補助するもの、あるいは実施において、市町村が窓口となるものである。県内各市町村については、規模や地域の事情が大きく異なる。33市町村への交付金額にばらつきがあるのは、その事業への理解度、実施にあたっての人員の確保、住民の意識など、様々な要因が考えられる。

今後、インセンティブ事業など、事業規模の拡大が見込まれる中、当広域連合が意図した補助金事業の遂行が被保険者の多い市町村に偏ることが無いよう、各市町村担当者へのモニタリング、意見吸い上げとそれに対応する配慮を期待する。

また、前回の定期監査において措置を求めた事項については、すべて改善されていることを確認した。今後も引き続き、改善に向けて取り組んでいただきたい。

(1) 前回の定期監査において措置を求めた事項

ア 会計管理について

(ア) 会計管理者印と預金通帳を金庫内の同じ場所に保管していた。より安全性を高めるため、保管方法の検討を求めた。その後の状況を確認したところ、会計管理者印と預金通帳は別の場所に保管していることを確認した。

(イ) 支出手続きのうち振込については、担当者に業務が集中していることが懸念された。内部統制による安全性をより向上させるため、常に複数の者の管理が入る方法の検討を求めた。その後の状況を確認したところ、確認作業は会計管理者や係長が行っていること、複数の担当者で業務を分担していることから、常に複数の者の管理が入っていることを確認した。

イ 債権管理について

債権回収については、一括での支払いが困難な場合に、債務者の支払い能力や資産状況を把握し、分納誓約書提出のうえ分割納付を認めていた。しかしながら、分割納付に関する明確な基準がなく、債務者の財産状態を十分に調査できているとは言い難い部分も見受けられた。今後、被保険者数の増加に伴い債権金額は増大することが予想されるため、改善策を求めた。その後の状況を確認したところ、債務者の現状の資力の確認に努めていることが確認できた。今後も引き続き改善に向けて取り組んでいただきたい。

(2) 今回の定期監査において措置を求める事項
特になし。

なお、事務処理上注意すべき軽微な指摘事項については、すでに事務局へ伝えており、対応済みの事項もあるが、引き続き改善に向けて取り組んでいただきたい。